

## 小・中学生の子ども福祉医療費が現物給付方式に変わります

10月1日診療分から、対応医療機関で支払う額が福祉医療費の自己負担額まで(※)となります。

※医療機関ごとに、入院・外来1日につき800円、月上限額1,600円。院外処方の薬局では自己負担額なし。

### ◆ 対応医療機関

大村市・諫早市・東彼杵郡内の医療機関(一部除く。整骨院や鍼灸院などは対象外)

※未対応の医療機関で受診した場合は、ご自身で支給申請書の提出が必要です。

### ◆ 手続きは不要です

対象者には新しい受給資格者証(カード型)をお送りします。

10月1日からは新しい受給資格者証をお使いください。

### 高校生世代の支給方法も10月1日診療分から変わります

10月1日以降、市内の医療機関(一部除く)で受診した場合、医療機関からの代理申請方式となるため、ご自身での支給申請の必要はありません。

※ただし、9月30日までの受診分と市外や市内の一部医療機関で受診した場合は、ご自身で支給申請書の提出が必要です。



※詳しくは、対象者にお送りする案内をご確認ください。

▲市ホームページ

## 第1次大村市アウトドア・パークデザイン(案)に対するパブリックコメントを実施します

市民の皆さんから広く意見を募集するため、パブリックコメントを実施します。

**対 象** ①市内に住所を有する人

②市内に事務所または事業所を有する人・法人・団体

③市内に存する事務所および事業所に勤務する人

④市内に存する学校に在学する人

⑤本事案に利害関係を有する人・法人・団体

**閲覧場所** 河川公園課・市役所情報コーナー(市民110番)・各出張所・市ホームページ

**応募方法** 表題を「第1次大村市アウトドア・パークデザイン(案)に関する意見」とし、氏名・住所・意見を記入の上、市ホームページへ直接投稿または、郵便、ファクス、メール(様式自由)

**期 間** 10月6日(金)～27日(金)

**提出先** 〒856-8686(住所不要)河川公園課

☎54・9595

✉kasenkouen@city.omura.nagasaki.jp

※詳しくは、9月28日以降に市ホームページでご確認ください。